



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社高見沢サイバネティックス  
代表者名 代表取締役社長 高見澤 和夫  
( J A S D A Q ・ コード番号 : 6 4 2 4 )  
問合せ先 取締役管理本部長 中村 淑寛  
電 話 0 3 - 3 2 2 7 - 3 3 6 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 46 回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに、取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

また、上記条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

【 別 紙 】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 27 条～第 33 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 34 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 27 条 (取締役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 28 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 35 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 36 条～第 42 条 (現行どおり)</p>